

空き家の家財道具の処分経費を補助します (空き家バンク活用促進事業補助金)



手続きの流れ

※申請は着手の10日前まで

交付申請書の提出

【添付書類】

- ・見積書の写し
- ・家財処分前の写真

審査

交付決定通知

着手

完了

実績報告書の提出

【添付書類】

- ・領収書の写し
- ・家財処分後の写真

審査

補助金額の確定通知
補助金の支払

■補助対象者

空き家バンクに登録した一戸建ての空き家登録者であって補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上空き家バンクに登録する意思のある方
(市税を滞納している方を除く。)

■対象経費

市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に依頼して実施した空き家の家財処分等に要する経費(申請日の属する年度内に完了(代金の支払を含む。)するものに限る。)

■補助率及び上限額

対象経費の3分の2以内で上限5万円

■その他

- ・補助申請は申請者1人当たり1回及び1物件当たり1回となります。
- ・申請書は浜田市ホームページからダウンロードできます。
- ・予算の上限に達した場合は、申請できません。

お問い合わせ・申請先

〒697-8501 浜田市殿町1番地
浜田市 定住関係人口推進課 移住定住係
TEL: 0855-25-9511 (直通)



浜田市ホームページ

浜田市 空き家 家財道具処分 検索

又は右の二次元コードをお読み取りください。

